

日本時事評論

編集・発行

(株)日本時事評論社

〒753-0817

山口市吉敷赤田四丁目6番38号

IP電話 050-3532-5152

FAX 083-928-1113

編集部

IP電話 050-3532-5149

FAX 083-922-3167

購読料 年4,800円

振替口座01590-1-25226

最後の好機を逃すな!!

日米の軍事力・経済力が、
中国を上回っている今を逃さず、
尖閣の実効支配の強化を急ぐべき!

尖閣を守れ!日本を守れ! 領土を守る強い意志と行動を!

【尖閣諸島の年表】

- 1895年 領有権を宣言し、沖縄県に編入
- 1966年 国連アジア極東経済委員会の調査報告で石油資源の可能性を指摘
- 1971年 中国、台湾が領有権を主張
- 1978年 尖閣問題を棚上げし、日中平和条約締結
- 2010年 中国魚船衝突事件。(船長は不起訴)
- 2012年 香港活動家14名逮捕し強制送還

尖閣諸島をめぐる日本と中国の緊張は高まっています。中国は尖閣と同様「核心的利益」と位置付けている南沙諸島などの領有のために実力行動に出ています。今回の香港の民間団体による尖閣への上陸は、本格的攻勢への助走のようなものです。いたずらに時を中国に与えれば、尖閣の島々に中国国旗が翻るのは明らかです。

尖閣はわが国が実効支配していると言っても、尖閣諸島周辺海域を海上保安庁の巡視船が哨戒しているに過ぎません。一時期の混乱や紛糾を避けるために政府が口先だけのあいまいな態度をとることは、愚策以外の何物でもありません。紛争を深刻化させないためにも、一刻も早く実効支配の強化を図るべきです。また、国民としても、領土を守る強い意志を示すことが求められます。

中国の狙いは天然資源

尖閣諸島は沖縄県石垣市に属し、魚釣島、久場島など八つの島からなっています。同諸島が日本領になったのは明治二十八(一八九五)年です。明治政府は十年位前から十分な調査を行い、領有を宣言し、沖縄県に編入しました。当時、清国はこの件に対して何の抗議もしませんでした。

中国や台湾が領有権を主張し始めたのは、昭和四十三(一九六八)年に日本や韓国などの海洋専門家が国連アジア極東経済委員会の協力を得て学術調査した結果、「石油資源が埋蔵されている可能性がある」との報告書を出してからです。天然資源を確保したいがために、尖閣諸島の領有を主張し始めたというのが歴史的事実です。

中国も日本領と認めていた!

中国が領有権を主張するのは、現在の沖縄県(当時琉球)が明や清の冊封を受けていた時期から、中国の冊封使が琉球にわたる際に、尖閣諸島を航路の目印にしている、中国では早くから尖閣諸島を認識していたというものです。周焯の『琉球国志略』(針路図)には尖閣諸島の一部が描かれていることや、清国を除葆光が著した『中山伝言録』には同諸島を琉球三十六島には含めていなかったとしています。

これに対して、わが国の立場は、中国が実効支配した痕跡が見られない以上、同諸島は「無主地だった」とするのが妥当というものです。そして、

一八九五年の下関条約によって台湾が割譲された時にも、尖閣諸島は台湾に付属しておらず、これからも尖閣諸島がわが国の領土であることは間違いないありません。しかし、中国が古文書に記載があるとして自動的に領有権を主張している以上、史実論争では片付きません。

実は、中国は一九七二年まで、日本の領有権を認めていました。社会科学地図(中華人民共和国発行)の南西諸島の部に、はっきりと尖閣諸島と記載され、中国との国境線の外に描かれています。『世界地図集』(北京の地図出版社)にも尖閣群島として日本名で表記し、日本領として扱っています。それが、尖閣周辺で地下資源が確認されてにわかに、中国は、尖閣諸島を「釣魚台」と記載し、国境線も修正したのです。



国際法からもわが国領土!

中国が示す文献にしても、尖閣諸島を一度も歴史的に中国が領有したという事実がありません。従って日本政府が「無主の地」として尖閣諸島を領有したことは国際法上も妥当です。一九七二年までどこからも抗議されることなく、平和的、継続的に実効支配してきた以上、国際法上もわが国の領土であることは明らかです。

港整備や自衛隊配備も

尖閣の問題を領有問題化しないためには、わが国が実効支配を強化する以外にありません。中国の実力行動が、領土問題での「国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使」を禁じた国連憲章違反の行為とみなされるような環境整備を急ぐべきです。具体的には船溜まりや、避難港の整備を進め、灯台や通信施設などの建設、陸上自衛隊の配備や海上保安庁の巡視船の増加配備を行って、実効支配を強化する必要があります。